

議案第125号

芽室町介護保険条例中一部改正の件

芽室町介護保険条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和3年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例

芽室町介護保険条例（平成12年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度」を「令和3年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項第1号中「36,200円」を「37,800円」に改め、同項第2号中「47,100円」を「49,100円」に改め、同項第3号中「54,300円」を「56,700円」に改め、同項第4号中「65,200円」を「68,000円」に改め、同項第5号中「72,400円」を「75,600円」に改め、同項第6号中「86,900円」を「90,700円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に改め、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第7号中「94,200円」を「98,200円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「108,700円」を「113,400円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「123,200円」を「128,500円」に改め、同項第10号中「134,000円」を「139,800円」に改め、同項第11号中「141,300円」を「147,400円」に改め、同項第12号中「155,800円」を「162,500円」に改め、同条第2項中「令和2年度における」を「令和3年度から令和5年度までの」に、「21,700円」を「22,600円」に改め、同条第3項中「令和2年度における」を「令和3年度から令和5年度までの」に、「36,200円」を「37,800円」に改め、同条第4項中「令和2年度における」を「令和3年度から令和5年度までの」に、「50,700円」を「52,900円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定す

る給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の芽室町介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の保険料については、なお従前の例による。

説 明

芽室町介護保険事業計画の見直しにより、令和3年度から令和5年度までの3年間の介護保険料率を改正するとともに、介護保険法施行令等の一部が改正されたことに伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>37,800円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>49,100円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>56,700円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>68,000円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>75,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>90,700円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>令第22条の2第2項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。</u>以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,200円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>47,100円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>54,300円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>65,200円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>72,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>86,900円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>令第38条第4項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

改正案	現 行
<p>イ 一略—</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>98,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>210万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 一略—</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>113,400円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>320万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 一略—</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>128,500円</u></p> <p>ア・イ 一略—</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>139,800円</u></p> <p>ア・イ 一略—</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>147,400円</u></p> <p>ア・イ 一略—</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>162,500円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの</u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,600円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの</u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>37,800円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額</p>	<p>イ 一略—</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>94,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 一略—</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>108,700円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>300万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 一略—</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>123,200円</u></p> <p>ア・イ 一略—</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>134,000円</u></p> <p>ア・イ 一略—</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>141,300円</u></p> <p>ア・イ 一略—</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>155,800円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度における</u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,700円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度における</u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>36,200円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額</p>

改正案	現 行
<p>賦課に係る令和3年度から令和5年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>52,900円</u>とする。</p> <p>附 則 第1条～第9条 一略— <u>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</u></p> <p>第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号に係る部分に限る。)の規定の適用については、<u>同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)</u>によるものとし、<u>租税特別措置法」とする。</u></p> <p>2 前項の規定は、<u>令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 第1項の規定は、<u>令和5年度における保険料率の算定について</u></p>	<p>賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>50,700円</u>とする。</p> <p>附 則 第1条～第9条 一略—</p>

改正案	現 行
<p><u>準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</u></p> <p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の芽室町介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の保険料については、なお従前の例による。</u></p>	

第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	第7期(平成30年度から令和2年度まで)			第8期(令和3年度から令和5年度まで)			障害町介護保険条例の 関係条文	
	対象者		保険料	対象者		保険料		
	本人の属する世帯の状況	本人の状況		本人の属する世帯の状況	本人の状況			
第1段階	世帯員全員が町民税非課税	生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	基準月額 × 0.50 年額 36,200円 R2軽減後 基準月額 × 0.30 月額 1,812円 年額 21,700円	世帯員全員が町民税非課税	生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	基準月額 × 0.50 年額 37,800円 R3軽減後 ※2 基準月額 × 0.30 月額 1,890円 年額 22,600円	第4条第1項第1号 第4条第2項	
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	基準月額 × 0.65 年額 47,100円 R2軽減後 基準月額 × 0.50 月額 3,020円 年額 36,200円		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	基準月額 × 0.65 年額 49,100円 R3軽減後 ※2 基準月額 × 0.50 月額 3,150円 年額 37,800円		第4条第1項第2号
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	基準月額 × 0.75 年額 54,300円 R2軽減後 基準月額 × 0.70 月額 4,228円 年額 50,700円		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	基準月額 × 0.75 年額 56,700円 R3軽減後 ※2 基準月額 × 0.70 月額 4,410円 年額 52,900円	第4条第1項第3号	
第4段階		本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額との合計額が80万円以下の方	基準月額 × 0.90 月額 5,436円 年額 65,200円		本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額との合計額が80万円以下の方	基準月額 × 0.90 月額 5,670円 年額 68,000円		第4条第1項第4号
第5段階(基準)		本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額との合計額が80万円を超える方	基準月額 × 1.00 月額 6,040円 年額 72,400円		本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額との合計額が80万円を超える方	基準月額 × 1.00 月額 6,300円 年額 75,600円	第4条第1項第5号	
第6段階		本人が町民税を課税されている世帯	合計所得金額が120万円未満の方		基準月額 × 1.20 月額 7,248円 年額 86,900円	合計所得金額が120万円未満の方		基準月額 × 1.20 月額 7,560円 年額 90,700円
第7段階			合計所得金額が120万円以上200万円未満の方		基準月額 × 1.30 月額 7,852円 年額 94,200円	合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準月額 × 1.30 月額 8,190円 年額 98,200円	第4条第1項第7号
第8段階			合計所得金額が200万円以上300万円未満の方		基準月額 × 1.50 月額 9,060円 年額 108,700円	合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準月額 × 1.50 月額 9,450円 年額 113,400円	
第9段階			合計所得金額が300万円以上500万円未満の方		基準月額 × 1.70 月額 10,268円 年額 123,200円	合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	基準月額 × 1.70 月額 10,710円 年額 128,500円	第4条第1項第9号
第10段階			合計所得金額が500万円以上700万円未満の方		基準月額 × 1.85 月額 11,174円 年額 134,000円	合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準月額 × 1.85 月額 11,655円 年額 139,800円	
第11段階			合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方		基準月額 × 1.95 月額 11,778円 年額 141,300円	合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	基準月額 × 1.95 月額 12,285円 年額 147,400円	第4条第1項第11号
第12段階			合計所得金額が1,000万円以上の方		基準月額 × 2.15 月額 12,986円 年額 155,800円	合計所得金額が1,000万円以上の方	基準月額 × 2.15 月額 13,545円 年額 162,500円	

※1 算定された保険料基準月額及び基準額に対する各所得段階の保険料月額、1円未満の端数は切り上げる。算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数は切り捨てる。ただし、公費軽減後の保険料額について10円未満の端数は切り上げとする。
 ※2 第1~3段階における割合と保険料額の二段階きは、上段は本来の割合と保険料額、下段は保険料公費軽減制度による軽減後の割合と保険料額。(消費税率10%への引き上げに伴い、平成31年度から第3段階まで保険料軽減の対象を拡大している)